

令和元年度第2回
北海道青少年健全育成審議会

議 事 録

日 時：令和元年8月29日（木）13時30分開会

場 所：北海道庁本庁舎11階 共用会議室A

1 開 会

○事務局（成田主幹） 定刻になりましたので、ただ今から令和元度第2回北海道青少年健全育成審議会を開会いたします。私は、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループの成田でございます。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、くらし安全局長の柴田から、ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○柴田くらし安全局長 環境生活部くらし安全局長の柴田でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶させていただきます。委員の皆様には、時節柄なにかとご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから、青少年の健全育成について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、北海道青少年健全育成条例の改正についてですが、これまで自画撮り規制の罰則について検討して参りましたが、この度、案がまとまりました。内容につきましては、報道が先行することになりましたが、罰則は他県と同じ30万円以下の罰金とし、犯行を繰り返す悪質な常習者に対しては、加重処罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とするものであります。この加重処罰規定につきましては、他県では導入していないものであります。道としては、厳しい罰則を設けることにより、被害防止につなげたいと考えているところです。本条例改正案につきましては、来月の10日から開催されます北海道議会第3回定例会に提案いたしまして、来年1月1日の施行を目指しているところでございます。

さて、本日の審議会ですが、前回に引き続き第2期北海道青少年健全育成基本計画についてご審議いただく予定となっておりますが、前回の審議会では、こちらから構成案を示させていただき、この2期計画に盛り込むべき事項などについて委員の皆様から多くの貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

子どもの貧困や児童虐待、スマートフォンの急速な利用拡大など青少年を巡る課題は多岐にわたりますが、本計画は、これらの課題に対応した、これからの道の青少年施策の展開において非常に重要な土台として機能していくものであります。前回、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、第2期計画の素案の検討案を作成いたしましたので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、前回同様、忌憚のない御意見や御指導を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○事務局（成田主幹） 次に、本年6月27日付けで、北海道中学校長会の岩田委員に代わりまして、同じ北海道中学校長会の田村様が就任されましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、田村委員お願いいたします。

○田村委員 中学校校長会から参りました田村と申します。所属は空知管内の砂川市立石山中学校で勤務しております。校長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（成田主幹） ありがとうございました。田村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○田村委員 よろしく申し上げます。

○事務局（成田主幹） それでは、会議に移ります。始めに、会議の成立について、ご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、「審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされているところですが、本日は、委員定数15名中11名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、資料1及び資料2を配付しております。足りない資料は、ございませんでしょうか。本日の会議終了は、午後3時ころを目途としております。今後の進行に、ご協力をよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本審議会では議事録の作成を行いますが、議事録は発言の趣旨をとらえて作成をさせていただき、皆様の確認を受けた上で、道のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご報告させていただきます。

それでは以後の進行は、丸山会長にお願いいたします。

3 議 事

(1) 説明事項

○丸山会長 丸山でございます。よろしくお願いたします。それでは、早速、次第にあります議事の協議事項、第2期北海道青少年健全育成基本計画について、これまでの意見を参考に事務局で素案の検討案を整理したということですので、説明をお願いしたいと思います。資料の内容が広範にわたりますので、検討案の第1章から第5章までを章ごとに区切って事務局からひとつひとつ説明していただき、委員の皆様からのご意見やご質問も、章ごとにいただきたいと思っております。また、その場で聞きもらしたこともあるかと思っておりますが、最後に全体の質問を設けさせていただく予定ですので、そこで補っていただければと思っております。

それでは、検討案の第1章の部分について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主幹） 道民生活課の林と申します。よろしくお願いたします。それでは、検討案の第1章についてご説明します。「資料1」の3ページをご覧ください。

第1章は「基本事項」としまして、まず最初の「計画策定の趣旨」の項目では、第1期計画の策定から現在までの経過を含めまして、第2期計画の策定趣旨を記載しています。

次に、2番目の「計画の位置付け」の項目では、この計画が北海道青少年健全育成条例に基づくものであるほか、他の計画としての性格も併せ持つものであることを記載しています。また、子ども・若者育成支援推進法やSDGsなど、関連する事項について簡単な説明を付記しているほか、道が策定している他の関連計画についても記載をしています。

次に、4ページの「計画の期間」では、前回の審議会でもご説明したとおり、令和2年

度から6年度までの5年間を計画期間とすることを記載しています。

次に、4番目の「計画の対象となる青少年の範囲」の項目では、基本的に0歳から18歳未満を青少年としてとらえていること、それから、40歳未満までを対象とする施策も含まれることを説明しています。また、4ページ下の図と線で囲った部分は、子ども・若者育成支援推進法の考え方に準じまして、計画で用いる用語を整理したものです。

ここで、「資料2」をご覧ください。最後に付いている1枚ものの資料になります。これは、前回皆様からいただいたご意見をまとめたものでございますが、今回の検討案については、これらのご意見を参考にしながら、修正を加えるなどして作成させていただいたものでございます。本日の事務局からの説明では、ご意見を踏まえて修正した箇所など、その都度、この資料2を使いながら説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

資料2の中で、先ほどご説明した「青少年の範囲」の項目に関係するものは、7番、8番、9番の三つでございます。これらのご意見に対する事務局の考え方ですが、この計画は、資料1の3ページの「計画の位置付け」のところにもありますように、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画としても位置付けておりまして、この法律が対象とする0歳から40歳未満までを対象とするものですので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、5ページ目の「第1期計画の指標の達成状況」についてですが、第1期計画で設定しておりました25の指標の数値目標について、進捗率を3つに区分しまして、該当する数値目標の数を整理したものです。

次の6ページに合計を記載しておりますが、合計では、進捗率が100%以上のものが11、80%以上のものが10、80%未満のものが4となっております。

指標毎の数値目標と達成率については、6ページ以降に「指標の内訳」として掲載しております。なお、個々の指標についての説明は時間の関係で省略させていただきます。

第1章についての説明は以上でございます。

○丸山会長 はい、ありがとうございました。ただいま、検討案の第1章について説明がりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問をいただきたいと思っております。自由にご発言ください。

○熊谷委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 達成率とありますが、これはどのようにして出しているのでしょうか。

○事務局（林主幹） 例えば、指標の内訳の（1）の部分を挙げますと、これは小中学生の朝食摂取の状況という項目になりますけれども、計画の期間が平成29年までとなりますので、平成29年時点での状況や統計的な数字を用いて、この目標値が「100」に対して、84、4%の推進となり、達成率も同じく84、4%としています。同じように、

他の項目につきましても計画策定時に設定した目標値に対して、平成29年度の数値がどれくらいかということで達成率、パーセンテージを出しております。

○丸山会長 よろしいでしょうか。

○熊谷委員 はい。

○河合副会長 いいですか。

○丸山会長 はい、河合副会長、どうぞ。

○河合副会長 今のところについてなんですけれども、目標値に対してのご説明がありました。8ページの(9)子育て支援の推進、(10)地域における保健医療の充実のところは、元々の基準値を分母にしているのではないのでしょうか。他のものはいいと思いますが、この2つは違うのではないのでしょうか。それから、達成率の考え方での意見になりますが、よろしいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○河合副会長 説明はよくわかりましたし、数値の出し方がそろっているのであれば問題はないと思うのですが、この数値が、いろいろな関係部局からの結果をとらえてのことだと思いますので、統一されていない部分もあるのかと思います。達成率で考えたときに、目標値に対して平成29年がどれくらいになっている、それが目標値の何割になるのかという出し方をしていると思うのですが、「達成」ということで考えたときには、そもそも平成25年の数値を基準と考えていて、その数値との関係で目標値を立てられていると思うので、その差といいますか、そのところが何割達成できたのかという「達成率」の見方もあるのではないのでしょうか。ですから、達成率の出し方もこれだけではなくて、もう一種類を併せた方が、数字上だけではなくて中身の方もよりわかりやすくなるのかなと感じました。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 資料の8ページ(9)でいきますと、達成率は目標値を分母にして、平成29年度の実績を分子にして達成率として整理しております。ただ数値が合わない部分もございますので、もう少し精査していきたいと考えております。

○丸山会長 はい、このほかになにかございませんでしょうか。

○秋葉委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員 いろいろな事業が見える化ということで、指標化するということはとても大事だとは思いますが、そもそも目標値を100%にすることが無理な項目もあると思います。例えば4番、5番の児童のアンケートで答えるものが「100」ということは、全員が同じことになってしまい、それは逆に怖い世の中なのではないかなと感じます。「主観」で答えるようなものを100%というのは、あり得ないことだと思いますし、検討した方がいいのではないかと思います。

○丸山会長 事務局で何かありますか。

○事務局（大西主査） 今ご説明したのが、現在の第1期の計画の指標に対しての進捗、達成状況となりますので、この後の第2期の指標の際に検討させていただきたいと思いません。

○丸山会長 ほかにありますか。

○日置委員 はい。

○丸山会長 はい、日置委員、どうぞ。

○日置委員 はい。目標に対する「達成率」という考え方は、よくあることだと思います。福祉の分野でも、モニタリングを定期的を実施していて、目標に対して「達成」、「ほぼ達成」、「未達成」というような評価をしています。そうした場合には、必ず、なぜ達成したのか、なぜ未達成だったのか、という理由の分析をしないと次には生かされないと考えられています。ですから、資料の項目について、なぜ達成できたのか、達成できなかったのかということを検証することは難しいとは思いますが、ただ時代の背景で変わったということだけではなく、この数値がなぜこうなったのかという分析や背景を探ることも大事だと思います。今後は項目自体の見直しなどもあると思いますので、どのようにお考えなのでしょうか。

○丸山会長 いかがでしょうか。

○事務局（林主幹） 分析はとても重要なことです。ただ、この指標自体が関係各部と調整といいますか、関係各部の計画などでも使われているという経緯もございますので、今後、関係各部と連携・分析したうえで、この計画の中でどのように設定すべきなのか調整していきたいと考えております。

○丸山会長 よろしいでしょうか。

○日置委員 はい。

○熊谷委員 よろしいでしょうか。重なる部分もありますが、9ページの19番の「障がい等のある青少年の支援」が128, 8%とすごく高いんですけども、意地悪な言い方をすれば目標達成のために元々の設定を低くしているという見方もできるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（大西主査） さきほども主幹から説明がありましたが、この指標が関係各部でも青少年の健全育成に関する数字として使用しているもので、それに基づいて目標設定もしております。

○熊谷委員 関係各部からの数字をそのまま使用しているようにも聞こえてしまいますので、今後の検討をお願いします。

事務局（大西主査） はい。今のご意見を踏まえて、第2期の指標について、今後、検討させていただきます。

○丸山会長 具体的な達成率等につきましては、第1期の時も何度かご報告をいただいておりますが、これらの施策を実施する部局はこちらの部局ではなく、あらゆる部局が実施している施策や数字などを取りまとめて総合的に検討しているものです。ですから、なぜこのような数字等になっているのかというところがあるかと思えます。今後、こういった計画を策定した後に、その実施状況等の報告が審議会でも実施されることとなりますので、各部局の数値や施策の意味等について確認していただきたいと思えます。今回については、基本計画の策定についての方針ということですので、具体的な数値の問題につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

ほかにございませんか。

○河合副会長 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、河合副会長、どうぞ。

○河合副会長 とてもわかりやすくできていると思えます。この章ではないのですが、後の章で「少年」という言葉が出てきますが、この計画内での「少年」の使い方が、例えば少年法に基づいているものなのか等についても記載されているとわかりやすいのではないかと感じました。後ほど質問させていただくかもしれません。

○事務局（林主幹） 「少年」という言葉につきましては、事務局内部でも議論になっておりまして、さらに時間をかけて検討を要するものと考えております。また、本日いただいたご意見も踏まえまして、今後さらに検討し修正していきたいと思っております。

○河合副会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

○丸山会長 それでは、次に第2章について事務局から説明をお願いします。

○事務局（大西主査） 道民生活課の大西と申します。よろしくお願いします。私から第2章についての説明を行います。駆け足の説明になりますがご容赦下さい。

11ページ「第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題」をご覧ください。この章では、青少年をめぐる社会環境の変化と青少年を取り巻く課題を記載しています。それでは「1 青少年を巡る社会環境の変化」の「少子化・核家族化」をご覧ください。

少子化の現状としては、ページ半ばのグラフにもありますように、北海道の18歳以下の人口は昭和35年には約208万人であったところ、平成2年には139万人、平成27年には約79万人と減少を続けていることがわかります。また、12ページ中段の表にありますように、北海道の三世帯同居世帯割合は、昭和60年は10.1%であったところ、平成27年には3.2%と減少傾向にあります。北海道の平均世帯人員も、昭和60年は2.89人であったところ、平成27年には2.13人と減少を続け、北海道の核家族化が進んでいることについて記載しています。

次に12ページの「高度情報化」についてです。スマートフォンなどの携帯端末の普及によりソーシャルネットワーキングサービスの利用やオンラインショッピングなどの取引が身近なものとなるばかりでなく、ビッグデータやAIの連携などによる、あらゆる分野で暮らしや社会そのものを変えていくと考えられています。これに関連し、子供たちには、たくさんの情報の中から真に自分に必要な情報の取捨選択ができる判断力、そして情報に流されることなく自分の意見を持つことの大切さ、また、VR（仮想現実）などをはじめとするバーチャル体験だけでなく実体験が大切であるということについて記載しています。

13ページ、「雇用情勢・経済格差」についてです。最近の有効求人倍率、完全失業率、新規求人数に占める、正社員求人との構成比などから雇用情勢は改善傾向にあると考えられています。しかしながら正規雇用を希望するも不本意ながら非正規雇用で働いたり、長期間無業の状況にある方への支援について記載しています。

続いて13ページ、「国際化」についてです。「世界の中の北海道」として、海外の成長力を取り込んで地域の活力にしたり、人材育成や海外との交流拡大などにより、異なる国籍等の人々が互いの文化的違いを認め合い、共生していくといった、多文化共生の推進について記載しています。

13ページ、「消費社会の変化」についてです。クレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済の利用が拡大しており、今後より一層キャッシュレス化が進むと思われることから、電子マネーの利用に関する留意点や被害の発生防止に関する情報提供や、2022年に成年年齢が18歳に引き下げられることから、それに伴う留意点についても記載しています。

14ページの上段には、前回審議会でお示した「社会環境の変化」と「青少年を取り巻く課題」の図を掲載しています。なお、この図に前回なかったものとしては、「児童虐待」と「ネットトラブル」の間の「自殺」というキーワード、「雇用情勢」と「経済格差」の近くにある「早期離職」が増えています。

ここからは「2 青少年を取り巻く課題」として、今申し上げた半円の下にある各課題

を項目ごとに記載しています。

はじめに「いじめ」についてです。道内のいじめ認知件数が小・中・高ともに増加傾向にあり特に小学校での伸びが顕著であること、また、いじめの態様の中でも「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷・嫌なことをされる」割合が増加していることなどから、学校における「いじめは絶対に許されないこと」という指導のほか、人権教育等が必要である旨の記載をしています。

続いて15ページ、不登校についてです。不登校の要因や不登校児童生徒数が小学校・中学校において増加傾向にあり、長く続く不登校からひきこもりへの移行を懸念し早期の対応が大切である旨の記載をしています。

15ページ、自殺についてです。青少年の自殺は長期休業開けに多く発生する傾向があるため、学校での教育相談による悩みを抱える子供の早期発見や、子供自身がSNS上で自殺をほのめかす書き込みをする場合もあるため、ネットパトロールの実施も重要である旨の記載をしています。なお、資料2の中で、ただいまご説明した「自殺」の項目に関係するものは4番になります。前回審議会で相談機能の強化や子ども自身に相談できる力を持たせることが大切ではないかのご意見をいただいておりますので、今回の検討案では「悩みを抱える子ども自身がその対処の仕方を身につけるため、SOSの出し方に関する教育の推進も必要」である旨の記載をしております。

16ページ、子どもの貧困についてです。全国の子どもの貧困率は、ページ中ほどにあります表のとおり、国民生活基礎調査によると平成27年には約7人に一人が平均的な所得の半分以下で暮らしているということになり、子供の貧困の一層の拡大が心配されることから、子供の貧困対策として、親の就業支援、経済支援のほか、貧困の連鎖が起こらないよう教育支援も行う等、総合的に進めていく必要がある旨の記載をしています。

16ページ下段、児童虐待についてです。17ページの上段の表のとおり、児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待は人権侵害の問題でもあることから、相談体制の充実などにより虐待の発生を予防し、子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう見守っていく取組が必要である旨の記載をしています。

17ページ、福祉を害する犯罪についてです。福祉を害する犯罪に対し、取締や、被害者の発見・保護を進めてはいるものの、毎年多くの青少年が被害に遭っている状況ですので、青少年がこうした被害に遭わないよう、取締を行うのはもとより、青少年やその保護者に対し、被害の実態等について注意喚起をしたり、フィルタリングの普及促進を行う旨の記載をしています。

18ページ、インターネットトラブルについてです。内閣府が平成30年度にインターネット利用状況について全国調査を行ったところ、小中高ともに8割以上がインターネットを利用している実態や、利用機器はスマートフォン、携帯ゲーム機、タブレットが多いことが分かりました。青少年がインターネットを利用する内訳の上位は、動画視聴、コミュニケーション、ゲームとなっています。インターネットの長時間利用による慢性的な睡眠不足や日常生活への影響は避けなければならないこと、またインターネットの利用に関連し、サイトの架空請求やオンラインゲームの課金など契約トラブルに関する消費者啓発や教育も大切である旨の記載をしています。

19ページ、新規学卒者等の早期離職についてです。平成31年3月の道内の大学及び

高校の新卒者の就職内定率や平成27年3月期の新規学卒者の就職後3年以内の離職率について言及し、早期離職することについての懸念やそれを防ぐための取組が必要であること等について記載しています。

19ページ、若年無業者・ひきこもりについてです。若年無業者・ひきこもりのいずれについても国の調査に基づく推計値をのせ、また求職活動をしていない理由やひきこもりになったきっかけについて掲載しています。若年無業者を対象とした職業的自立への支援等の推進、ひきこもりについては相談窓口の周知だけでなく、当事者や家族のサポートを行える人材の養成や関係機関とのネットワーク構築を進める必要がある旨の記載をしています。

第2章については以上となります。

○丸山会長 はい。ただいま第2章についての説明がありましたが、委員の皆さまからご意見ご質問がありましたらお願いします。

○田村委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、田村委員、どうぞ。

○田村委員 見落としであれば申し訳ないのですが、15ページからいろいろとデータが出ていますが、北海道と明らかにわかるものもあります。その中で18ページの内閣府のデータがあるのですが、これは北海道分のデータになるのでしょうか。

○事務局（大西主査） これは内閣府の調査ですので、国全体のデータで、北海道のデータではありません。

○田村委員 はい、わかりました。並びを見て誤解されないかなと思いましたので。

○丸山会長 ほかにございますか。

○日置委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、日置委員、どうぞ。

○日置委員 前半部分の環境の変化の経済格差・雇用情勢のところで、有効求人倍率は上がってきていて、就職がしやすくなっているとは思いますが、職種によつての求人倍率はかなり違うと思います。飲食や福祉関係は求人が多くても、事務職は少ないような気がします。ですから、職種別の傾向が影響していないのかということと、データで出るかはわかりませんが、ここ最近では第一次・第二次産業が少なくなっていて、第三次産業が雇用のメインになっているという現状が、さきほどの離職率に繋がっているのではないかと思います。現場で感じることは、コミュニケーションが苦手な人は第三次産業では挫折して

しまう確率が高く、第一次・第二次の仕事が少ないため、結局長続きしていないということです。ですから、雇用情勢のところ、職業の傾向についての変化や、種別ごのものも入れてみた方がよいのではないのでしょうか。もう一つは、16ページの子どもの貧困についてのところで、ひとり親で生活保護を受けていない母子家庭がすごく大変だというのはわかりますが、生活保護を受給している家庭の問題も非常に大きなものだと思います。最後の方に、生活保護世帯の進学率が低いということがあったのですが、多分、就職率の方がもっと低いのではないかと思います。ですから、進学率だけではなく就職率の比較もした方がいいのではないかと思います。生活保護の世帯で子どもが自立するとなると、所得が保障されているとか、ある程度のお金がないとできないことだと思いますが、親もその子どものお金を当てにしないで子どもが出て行きにくいとか、アルバイトについても収入の申告をしなければならぬので、親に止められてスキルが中々身に付かないといったことがあるのだと思います。このため、進学率と併せて就職率のデータもあるのであれば、就職率についても見ておく必要があるのではないのでしょうか。

○丸山会長 今の意見について、事務局は考慮しておくということによろしいでしょうか。

○事務局（大西主査） はい。

○田村委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○田村委員 すごく多様なデータを活用しながら北海道の青少年の現状をまとめられていると思います。その中で、その分野毎に突き詰めていくと、そのデータ毎に聞きたいことや、さらにデータをあげてもらいたいということが出てくるものだと思いますが、全体的に言えば青少年の健全育成のための資料ですので、そことの関連の中で何が必要なか精査していかないともものすごい厚いものになってしまうのではないのでしょうか。こういったことを踏まえながら、これも必要、あれも必要といったことではなく、何が必要なか見極めていく必要があるように感じます。その基準が何なのかは、中々難しいところがあるかとも思いますが、健全育成という観点で物事を見ていく必要があるのではないのでしょうか。感想です。

○丸山会長 確かに分野が広いので大変ですよ。

○田村委員 大変だと思います。

○丸山会長 3ページにもありますように、この計画がどういう計画や分野に位置づけられているかという関係がありますよね。

○田村委員 そうですね。どこがどうなるのかということを見ながら必要なデータを載せていけないといけないと思います。乱暴な言い方になってしまいますが、部分部分で我々の興味関心で聞いていっても収集がつかなくなるのではないのでしょうか。

○丸山会長 北海道総合計画、子ども・若者育成支援推進法、持続可能な開発目標SDGsの達成に資する基本計画を始め、北海道の他の計画群の中の、青少年に係る部分をひとまとめにしたものを作り上げたものがこの基本計画になります。また、先ほども申し上げましたが、実際の施策は各部局が実施して行く形になっています。ですから、それを統合するといえますか、目次のようなもの、基本理念、大局的にみた方針を青少年に関してまとめていくことになるかと思えます。ですから、今、田村委員もおっしゃったように、いろいろなところに飛び火するような形になるため、大変なところもあるかと思えますが、全体の基本計画がありますので、その中で青少年に関する部分を統合して一つの計画を作り上げることになりまのでご理解いただきたいと思えます。

第2章について、ほかにございますか。

○秋葉委員 よろしいですか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○秋葉委員 11ページの少子化、核家族化についての説明ですけれども、北海道が全国よりも低い出生率ということの理由が、ここを読んでいくと、「核家族化が進んでいること」だという風に読み取れます。子どもを産み育てる環境が整っていないことには様々な理由があると思えますので、それを核家族化が進んでいることだけで表現するのは少し乱暴なのかなと思えました。これは「素案」ということですので、いくつかの要因を述べた方がいいのではないかと思います。「核家族化が進んでいること等」と書かれていて「等」がついていますが、もう少し丁寧な説明が必要なのではないかと感じました。以上です。

○河合副会長 よろしいですか。

○丸山会長 はい、河合副会長、どうぞ。

○河合副会長 細かいところなんですが、16ページの自殺の最後のところで、「悩みを抱える子ども自身がその対処の仕方を身につけるため、SOSの出し方に関する教育の推進が必要」とありますが、こういう考え方も必要なのだとは思いますが、そもそもSOSをどう出すのかということが対処の仕方というふうにも捉えられると思えます。「対処の仕方を身につけるために」と、SOSの出し方に関する教育との「繋がり」のところが、違う表現や考え方があるのではないかと思えました。それから、SOSの出し方はとても大事で、「信頼をできる大人に」というところだと思えますので、大人側にも絡む部分があり健全育成の観点では良いのではないかと思えました。

○丸山会長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは次に第3章について事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主幹） はい。それでは、第3章についてご説明いたします。「資料1」の21ページをご覧ください。

第3章は「青少年健全育成の基本的な考え方」といたしまして、1番目の「基本理念」と2番目の「施策の基本方針」では、青少年健全育成条例に定める内容を記載しております。

次に、3番目の「施策の体系」の項目では、まず、「計画のテーマ」としまして「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」、その後、テーマ設定の趣旨を記載しております。前回の審議会でもいただいたご意見の中で、資料2の10番になりますが、テーマの中に「多様な自立」などのキーワードをいれてはどうか、というご意見がありました。このご意見に対しては、テーマを説明する文章の中で、「多様な自立」という文言を含めるなど、ご意見の趣旨を踏まえた表現とさせていただいております。

次に、22ページの施策体系図をご覧ください。体系図については前回の審議会でもご説明させていただきましたが、いただいたご意見を踏まえて、文言を整理しております。

関係するご意見は、資料2の6番、11番、12番、18番になります。

まず、6番の「年齢期」を「発達段階」という言葉にしてはどうか、というご意見に対しては、施策体系図の項目の本文と表の中で「発達段階」という言葉を用いた上で、年齢期についてもわかりやすいように表の下に括弧書きで併記しまして、更に、発達段階は個人差があるため「年齢期」は目安であるということも付記しました。

次に、資料2の11番と12番の「困難を抱える」「障がいを抱える」という表現へのご意見については、国の子ども・若者育成支援推進大綱の中で使用している表現を用いることとしまして、「困難を抱える」については「困難を有する」、また、「障がいを抱える」については「障がいのある」という表現にそれぞれ修正したいと思います。なお、施策体系図の「施策の目標に向けた主な取組」の欄の下から7段目に「障がいを有する若者」とあるのは、修正漏れでございます。お手数ですが、「障がいのある若者」という風に修正いただくようお願いいたします。

次に、資料2の18番のご意見として「子育て支援」や「社会環境の浄化」という古い表現についてご指摘がございましたが、「子育て支援」については、道の施策や組織の名称として現在も定着して使われているということもございますので、今回の計画では引き続き同じ表現としたいと考えております。また、「社会環境の浄化」については、条例の中で基本方針として出てくる表現ですので、「施策の基本方針」の中の3つ目にあります「社会環境の浄化の促進」というこの項目名は変えられないのですが、「主な取組」の項目として出てくる表現は今回ご意見を踏まえて見直しまして、施策体系図の「主な取組」の欄の下から5段目と6段目を見え消しで修正しておりますが、「社会環境の整備」と「非行防止対策の推進」というふうに整理させていただきました。

また、下から3段目の「福祉犯罪」という表現についても、「福祉を害する犯罪」と、一般にわかりやすい表現としました。

最後に、23ページの「主な指標についての数値目標」ですが、第1期計画と同様に、

第2期計画でも指標と数値目標を設定したいと考えております。設定に当たっては、関係部局との調整に時間を要するため、今回お示しすることはできませんでしたが、先ほどからのご意見や各部との調整が整い次第、こちらの項目に盛り込む予定です。

第3章についての説明は以上でございます。

○丸山会長 はい。ありがとうございました。ただ今、第3章についての説明がございましたが、委員の皆様からご意見ご質問がございましたらお願いします。

さきほど数値目標の話がございましたが、次回には調整されていると思いますので、その際に数値についての討議をしていただきたいと思います。

○河合副会長 よろしいですか。

○丸山会長 はい、河合副会長、どうぞ。

○河合副会長 二つございまして、一つは22ページの体系図なんですけれども、真ん中下当たりの「青少年の自立を促す環境づくり」の「困難を有する若者を支援する環境づくり」に関するところで、「若者」について、用語の定義でいくと若者は思春期と青年期になると思うのですが、「ニート・ひきこもりの若者を支える取組の推進」の「学童期」のところに●が付いているのはどうしてなのでしょう。それから、その下の「障がいのある若者への支援の充実」のところでは「思春期」に●が付いていないのですが、これでよろしいのでしょうか。

○事務局（大西主査） 「障がいのある若者への支援の充実」につきましては、少し上の方にある「困難を有する子どもを支援する環境づくり」のところの「障がいのある子どもへの支援」の思春期に●を付けております。こちらの方で「障がいのある子ども」への部分をカバーする形となります。

○河合副会長 体系図に●がついていなくてもいいということですね。

○事務局（大西主査） はい。「ニート・ひきこもりの若者を支える取組の推進」の「学童期」に黒丸を付けている点につきましては、「ニート」だけではなく「ひきこもり」もあり、小学生の頃から「ひきこもり」があるかもしれないことを想定して●を付けております。

○河合副会長 それだと、「若者」という定義に基づいて進めているこの計画に合わないような気がするのですが。

○丸山会長 整理をすると、施策体系図では「若者」に対する施策となっておりますが、4ページの「若者」は「思春期、青年期（施策によってはポスト青年期を含む）」と明記されていて、ここでは「学童期」も入っているので、混ぜてしまってもよいのかというこ

とですよ。

○河合副会長 はい、そうです。

○事務局（大西主査） 今後、整理したいと思います。

○丸山会長 矛盾のしないように整理をお願いします。ほかに何かございますか。

○秋葉委員 よろしいですか。

○丸山会長 はい、秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員 21ページの「施策の体系」の「計画のテーマ」についての説明なのですが、少し言葉が足りないように感じます。まず、2行目の「社会の一員として多様性を認め合い自立できる環境を目指します」とありますが、これはお互いの多様性を認め合うということであるのならば、言葉を足した方がいいのではないかと思います。例えば、「お互いの多様性を認めつつ自立できる環境」などの表現が良いのではないのでしょうか。次に、4行目の「青少年が個の良さを大切に」とありますが、この「個の良さ」が何を言わんとしているのかちょっと分かりづらいと思いました。「自分自身の良さ」なのか「個人の良さ」なのかが読み取れなかったため、言葉を少し足した方がよろしいのではないかと感じました。

○丸山会長 事務局は、今後検討していただきたいと思います。ほかにございませんか。

○原委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、原委員、どうぞ。

○原委員 施策体系図の一番上「安心して子どもを育てられる環境づくり」の「子育て支援の充実」についてのところで、乳幼児期だけに●が付いているのですが、子育ては学童期や思春期にも及ぶのではないのでしょうか。相談を受けている関係者の話で、乳幼児期の子どもよりも学童期の子どもの方が難しい、学童期よりも思春期の子どもの方が難しいという話をよく聞きます。ですから、「子育て支援の充実」につきましては、乳幼児期だけに限る必要はないのではないのでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 「発達段階に応じた取組」ということですので、発達

段階に応じて記述しております。ですから、「施策の目標に向けた主な取組」にも、子育て支援という言葉から、「乳幼児期」を対象としたところから作業を始めている経緯がございます。その他の「学童期」や「思春期」に対しても子育て支援が必要だというご意見はおっしゃるとおりだと思っております。ただ、他の主な取組にも該当して取り扱っている部分も多くございますので、この部分に関しましては言葉として該当はありませんが、実際には支援している、補っているという考え方でおります。

○丸山会長 この計画は年齢期別に分けていて、基本的には同じ性格にはなると思いますが、年齢別には細かなやり方や施策があり、乳幼児期以降の施策は、乳幼児期とは違う施策を行って子育てを支援するというところで、今回のような分類表になっているのではないのでしょうか。この、子どもの育成に関わる人材の確保・育成というところが、乳幼児期に変わる子育て支援という部分に当たり、表だけ見るとわかりにくいところがあるかもしれませんが、中身が整えばわかりやすくなると思っておりますので、その辺りに注意してまとめていただければと思います。

ほかに何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に第4章について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（林主幹） はい。それでは、第4章についてご説明します。「資料1」の24ページをご覧ください。

第4章では、「推進体制」といたしまして、「庁内における推進体制」と「北海道青少年健全育成審議会における調査審議」のほか、国・市町村をはじめとする様々な組織・団体などとの連携や地域における連携といった、社会全体での青少年の健全育成に向けた取組について記載した部分になります。また、25ページの「施策の推進状況等の進行管理」につきましては、計画の進行管理とともに、施策の推進状況を公表することにより、道民の理解を促進し、道民総ぐるみで青少年健全育成活動を推進していくことについて記載しております。

第4章についての説明は以上でございます。

○丸山会長 ただいま、第4章についての説明がございましたが、委員の皆様からご意見、ご質問があればお願いします。ここはあまりありませんかね。

それでは、次の第5章について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大西主査） はい。第5章についてご説明いたします。はじめに訂正があります。前回審議会でお示しした資料より前に作成していた内容で記載してしまいましたので修正をお願いします。

1つ目は、第5章のタイトル「青少年健全育成の施策の取組方向」を「発達段階に応じた主な取組」に、2つ目は、同じページの「安心して子育てできる環境の整備」を、「安心して子どもを育てられる環境づくり」にしたいと思っております。また、これにともない、2ページ、目次のページについても、2箇所タイトルを訂正していただきたいと思います。

説明に入る前に第5章の構成についてですが、○は施策の目標、◎は施策の目標に向け

た主な取組、●は取組の主な内容、としております。ページ数が多いため、今回は「○」の施策の目標を説明していきます。◎の主な取組、●の主な内容については時間の都合で省略いたしますが、前回の審議会でもいただきましたご意見、資料2に関する部分についてはご説明いたします。

それでは26ページ乳幼児期をご覧ください。はじめに、乳幼児期とはどのような時期かを灰色の枠の中に記載しています。乳幼児期を対象とする施策の目標を3つ設定しています。1つ目「安心して子どもを育てられる環境づくり」では道民のニーズに応じた情報提供や相談体制を充実させるなどして、安心して子育てできる環境の整備に努めることを目標としています。

施策の目標の2つ目は、26ページ下から4行目の「豊かな心と健やかな体の育成」です。基本的な生活習慣の形成には、乳幼児期からの家庭内における教育が重要であることから、親の認識を高め、家庭における教育力の向上に努めることを目標としています。

なお、前回審議会でもいただいたご意見としまして、関連するものは資料2の14番となります。27ページの一番上に、家族のふれあい時間の増進とありますが、働きやすい職場環境づくりは、家庭生活の充実に関係が深いものであり、家族のふれあい時間の増進のための取組として位置づけるものです。

資料1に戻りまして、施策の目標の3つ目は27ページ中程にある「困難を有する子どもを支援する環境づくり」です。ここでは、「発達障がいを含む障がいのある子ども」と「児童虐待」、「経済的困難を有する家庭」を対象として記載しています。障がいのある子どもがいる家族への支援の充実にも努めることや、児童への虐待リスクの高い家庭などの早期把握・支援体制の整備、ひとり親家庭や経済的困難を有する家庭への支援の充実などを目標としています。主な取組については27ページ中段から28ページ上段まで◎で記載しているものとなります。なお、前回審議会でもいただいたご意見としまして、関連するものは資料2の15番となります。資料1の28ページ上から3行目、「ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援」の中で、検討案では親への就労支援についても記載しております。

資料1、28ページ、学童期をご覧ください。はじめに学童期とはどのような時期かを灰色の枠の中に記載しています。学童期を対象とする施策の目標は6つあります。

1つ目「安心して子どもを育てられる環境づくり」では、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取組み、異年齢異世代交流や各種体験活動などから、他者と協働することの重要性の理解を深めることを目標としています。

施策の目標の2つ目は29ページ1行目、「豊かな心と健やかな体の育成」です。基本的な生活習慣の習得には家庭内の教育が重要であり、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていくこと、また、道徳教育や体験活動等を通じた規範意識、自己肯定感、思いやりの心などを育むための教育の推進を目標としています。主な取組については29ページから30ページ上段に◎で記載しているものとなります。なお、前回審議会でもいただいたご意見としまして、関連するものは資料2の16番となります。

資料1の主な取組の3つ目、29ページ下の「地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成」ですが、検討案では「児童館等の整備」「道徳教育」「ふるさと教育」などの推進についても記載しております。また資料2の19番に関連するものとしましては、主な取組

の4つめ30ページの「生きる力を育む活動の充実」です。

資料1の検討案では、●の3つ目、「学校等での性教育の充実やコミュニティサイトの利用等による性的被害の防止について啓発活動の推進に努める」と記載しております。今後、書きぶりについて検討をしたいと考えておりますが、学校で性教育を行うことで、青少年個人個人が自分を大切にしなければならない存在であることを認識させ、そして、コミュニティサイトの利用の起因による近年の青少年の性的被害が増えていることからその啓発活動の推進、というところを意図しております。

資料1にもどります。施策の目標の3つ目は30ページ半ばの「困難を有する子どもを支援する環境づくり」です。ここでは、発達障がいを含む障がいのある子ども、児童虐待、いじめ、不登校、経済的困難な家庭への子どもを対象として記載しています。全ての子どもが心身とも健やかに成長し、安心して学校生活を過ごすことができるよう子どもを守る取組を推進し、また、経済的困難を有する子どもたちが学習に集中するため、毎日の生活の安定に向けた生活支援に取り組むことを目標にしています。

施策の目標の4つ目は、31ページ下段にあります「社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成」です。子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校や地域と連携して社会体験活動等の情報提供を行い、また、ボランティア活動等への積極的な参加を促すことを目標としています。

施策の目標の5つ目は、32ページ中ほどにあります「非行から守る環境づくり」です。

青少年の心身の健全な発達のため、地域社会一体となって環境浄化活動の促進に努めること、また、青少年の規範意識の向上や非行防止活動の推進に努めることを目標としています。

施策の目標の6つ目は、32ページ下から4行目、「犯罪被害から守る環境づくり」です。インターネット利用に起因する青少年の性的被害が後を絶たないことから、学校での教育や家庭でのフィルタリングの導入など犯罪遭遇の未然防止のための教育と啓発の推進等を目標としています。

続きまして、33ページ中ほどにあります思春期についてです。はじめに思春期とはどのような時期かを灰色の枠の中に記載しています。なお、前回審議会でいただいたご意見としまして、関連するものは資料2の5番となります。前回審議会で、思春期の説明を口頭で行った際に、「異性への性的関心」としておりましたが、委員からのご意見を踏まえ、今回の検討案では「性への興味関心」といたしました。思春期を対象とする施策の目標は6つあります。

施策の目標の1つ目は、33ページ「安心して子どもを育てられる環境づくり」です。

地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組む、異年齢異世代交流や各種体験活動などの育成から、他者と協働することの重要性などの理解を深めることを目標としています。

施策の目標の2つ目は、34ページ「豊かな心と健やかな体の育成」です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されているため、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めること、また、道徳教育等を通じ適切な判断や行動ができる力を育むための教育を推進することを目標としています。

施策の目標の3つ目は、35ページ「困難を有する子どもを支援する環境づくり」です。

ここでは、発達障がいを含む障がいのある子ども、児童虐待、いじめ、不登校、経済的困難な家庭への子どもを対象として記載しています。全ての子どもが安心して学校生活を過ごすことができる取組の推進のほか、経済的困難を有する子どもが、自分の将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、教育支援に取り組むことを目標としています。

施策の目標の4つ目は、36ページ「社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成」です。社会の一員としての自覚を深めさせることや、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験やインターンシップなどキャリア教育の充実を図ることを目標としています。

施策の目標の5つ目は、37ページ下段の「非行から守る環境づくり」です。地域社会一体となって環境浄化活動の促進に努めるほか、青少年の規範意識の向上や非行防止活動の推進に努めることを目標としています。

施策の目標の6つ目は、38ページ中程にあります「犯罪被害から守る環境づくり」です。学校での教育や家庭でのフィルタリングの導入など犯罪遭遇の未然防止のための教育と啓発の推進等を目標としています。

続きまして、39ページ下段にあります青年期・ポスト青年期をご覧ください。はじめに青年期・ポスト青年期とはどのような時期かを灰色の枠の中に記載しています。青年期・ポスト青年期を対象とする施策の目標は2つあり、文章中では白丸で示しています。

施策の目標の1つ目は「困難を有する若者を支援する環境づくり」です。ここでの困難を有する若者とは、ニート、ひきこもり、障がいのある若者として記載しています。非正規労働者から正規労働者への転換制度の定着に向けた企業の取り組みの推進のほか、障がいのある人が主体的に地域活動に参加するための情報提供のほか、意思疎通手段の確保や移動に関する支援の充実を目標としています。

施策の目標の2つ目は、40ページ下段にあります「非行から守る環境づくり」です。

罪の償いから社会の一員として立ち直るためには、地域社会の理解と協力が不可欠であることから、地域社会一体となり、犯罪からの立ち直り支援を推進することを目標としています。

第5章の説明については以上となります。

○丸山会長 はい、ありがとうございました。ただいま第5章について説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問をいただきたいと思います。ご自由にご発言いただきたいと思いますが、ここは中身が一番濃い部分ですから、いろいろ疑問点があるのではないかと思います。

○秋葉委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員 3点の意見と1点の質問がございます。まず、1点目は、29ページの一番下の●のころの表現で、「基本的な倫理観や規範意識を身につけさせるとともに」とあ

りますが、「身につけさせる」という表現は、上から目線のような感じがいたしますので、例えば「規範意識を育む」といった表現に変えた方がよろしいではないでしょうか。

2点目は、次のページの30ページ中程の「困難を有する子どもを支援する環境づくり」の説明文の4行目に「貧困を抱える子どもたち」という表現がありますが、貧困は子どもが抱えているものではなくて、家庭が抱えているものだと思いますので、「貧困状態におかれている子どもたち」というような表現の方がよろしいのではないのでしょうか。それから3点目ですが、35ページの一番上の◎のところの三つ目の●のところ「アイヌの人達の歴史や文化等に関する指導や北方領土に関する指導など」という記載がございますが、これも「指導」ではなく「学習」といった表現の方がよろしいのではないのでしょうか。最後に質問ですが、32ページの◎の二つ目の「キャリア教育の推進」の●の二つ目の説明なのですが、これは大変重たい項目だと思うのですが、「主権者であるという自覚を持たせる学習」という表現がございます。これは子どもだけではなく、大人にとっても必要なのではないかなと感じるところでございますが、「自覚を持たせる」という表現も「育む」といった表現にされた方がよろしいのではないかと思います。また、質問なのですが、ここにある「主権者である自覚を持たせる学習」というのはどういうことを想定しているのか聞かせていただきたいのですが。

○事務局（大西主査） 次回までに確認してまいります。

○丸山会長 今回の秋葉委員につきましては、質問の部分と表現や言葉遣いについてのアドバイスがございましたので、併せて確認していただきたいと思います。ほかにございますか。

○田村委員 はい。

○丸山会長 はい、田村委員、どうぞ。

○田村委員 31ページの◎の三つ目の「ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援」の●の説明の中で、「ピアサポート」とあるのですが、言葉自体の意味は分かるのですが、これは誰が誰に対してサポートを実施するものになるのでしょうか。

○事務局（林主幹） こちらにつきましても、これだけではわかりづらい部分もあると思いますので、内容も含めまして検討させていただき、わかりやすい書きぶりになりたいと思います。

○田村委員 はい。わかりました。

○丸山会長 ほかにございますか。

○熊谷委員 よろしいですか。

○丸山会長 はい、熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 聞き漏らしているのかもしれないのですが、資料2の前の意見に該当する部分で、1、2、3、13、17番に対応する説明箇所はどこになるのでしょうか。

○事務局（林主幹） 今お話のあった番号のご意見につきましては、事務局の方で、本日の検討案に反映させるまでの十分な整理がなされておりましたので、もう少しお時間をいただき、次回の修正案に反映できるものにつきましては、今後、整理をさせていただきお示しさせていただきたいと思っております。

○丸山会長 今後、十分に検討していただきたいと思えます。ほかにございますか。

○日置委員 はい。よろしいですか。

○丸山会長 はい、日置委員、どうぞ。

○日置委員 全体的な路線とその例示についてなのですが、26ページの下に、「家庭内における教育が重要である」「家庭における教育力の向上に努める」という表現がありまして、度々この表現が使われていると思います。しかし、虐待や子育ての問題は、家庭に任せるということでさらに深刻化しているという現状があると思いますので、この表現でいくと「いい母親、いい親になりなさい、認識を高く持ちなさい」というメッセージは、目的に対する手段としてはいい方向性ではないのかと思います。例えば、この26ページの一番下には「親の認識を高めることにより」と明記されていますが、「認識を高める」ことは、格差がある現代では、ある程度認識の高い方は高められるのかもしれませんが、ただ、前回、私も意見として出して、先ほど熊谷委員もおっしゃっていましたが、資料2の3番目の「子育て支援に、10代の親など困難を抱えながら若年層で親となった人への支援を入れてはどうか」ということについてなのですが、困難を抱えて親になった方が、突然「高めなさい」と言われても、中々難しいという事情もあると思います。ですから、家庭教育ももちろん大事ですが、それを支える「環境づくり」がさらに大事だ、という表現とセットして部分部分を構成した方がよろしいのではないのでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 事務局の中でも、表現につきましてはどこを中心に書くのかということが議論になっておりまして、やはり中間層であったり、どの年齢層でも大多数を占める家庭を中心に書かざるを得ないのではないかと考えております。また、困難を有する、障がいのあるという部分の支援については意識をして厚く記載するようにしております。

○日置委員 そういった事情はわかっているのですが、困難を抱える「子ども」に関しては多く書かれていると思うのですが、困難を抱える「親」のパターンが中々出ていませ

んし、この部分が現場での課題でもあると思いますので、工夫していただければと思います。

○丸山会長 ほかにございませんか。

○河合副会長 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、河合副会長、どうぞ。

○河合副会長 「障がい」という言葉が出ていますが、「障がいのある子ども」という表現にならざるを得ないこと、そしてそれで伝わっているということも多いと思います。ただ、「障がい」という言葉が、どういった見方や定義をなされるようになってきているのかということ踏まえた上での表現や言葉遣いの方がよろしいのではないかと思います。私が話すことでもないのかもしれませんが「障がい」は、ついつい「その人の中にあるもの」「その人が持っているもの」で「個人の」という感覚があると思います。それはそうだと思いますが、そもそもが「個人」と「環境」の間に出てくるものが「障がい」であるという見方もあるのではないのでしょうか。そして、環境の整備のようなものがとても大事になっていくと思いますし、この環境の中に親御さんも入ってくるわけなのですが、いかに環境側への支援や調整・整備をしていくのかによって、環境との間に出ていたかもしれない「障がい」がなくなるのではないのでしょうか。ですから「障がい」をどのように定義するのかだと思います。

それから「非行」についても、どういう定義で書かれているのかということなのですが、少年法などの「非行」なのか、社会一般での「非行」なのか、また、社会一般の「非行」は大人のことも指すのでしょうか。40ページ下の青年期・ポスト青年期のところで、「非行から守る環境づくり」と書かれていますが、青年期・ポスト青年期では「非行」とは言わないのではないのでしょうか。

また、細かなところで何点かあるのですが、さきほど児童虐待防止のお話が出ていましたが、リスク要因を見つけてそれを除外していくという発想も大事だとは思いますが。それと同時に、安全要因、セーフティ側の要因がどのくらいあるのか、それをどうやって作り出していくのかという発想があった方が「予防」、「再発防止」という観点には合っているのではないのでしょうか。

次に、35ページの真ん中に「学校教育で男女に関する社会的な性役割や人権も含めた広い視野から多様な性の問題について学習する」という表現がございましたが、私には違和感があります。「・・・多様な性」までは良いのかと思いますが、その問題だけを教育啓発するということではないと思いますので、違った表現があればよろしいのではないのでしょうか。

最後に、26ページと34ページに「臨床心理士」という言葉が出てきていますが、国家資格で公認心理師というものも出てきております。ですから、今後の表現として、臨床心理士と公認心理師について、どちらかにして「等」を付けるのかなど、どのようにお考えなのでしょうか。

○丸山会長 はい。今、この場で明らかにできる部分もあると思います。まず、河合副会長からお話のあった、青年期・ポスト青年期の「非行から守る環境づくり」につきましては、分類の大項目の表題が「非行から守る環境づくり」となっております。その中に年齢期にあわせて、社会環境の整備、非行から守る環境づくり、犯罪からの立ち直りの充実などの項目があり、青年期・ポスト青年期で「犯罪からの立ち直りの充実」が割り当てられています。確かに、この部分だけ見ると、30歳で非行というものには違和感があるのかもしれませんが、全体的な構想図とあわせて考えたときには、整合性はとれているのではないのでしょうか。それから、臨床心理士と公認心理師の記載方法につきましては、注意が必要だと思いますので、今後確認していただければと思います。ほかにございませんでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい、一点だけよろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、どうぞ。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 「非行から守る環境づくり」というタイトルに関しまして、青年期・ポスト青年期に当てはめてもいいのかということは、実は事務局でも議論となっております。ただ、施策の目標が全部で7つございますが、前回の審議会の皆様にご説明をさせていただいておりますので、今後は作成していく中で、問題のないふさわしい内容や表現に変えていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○丸山会長 これにつきましては、適切な表現があればそれで構わないと思いますし、委員の皆様もそう考えられているのではないのでしょうか。ただ、個人的には「非行から守る」という表記に関して違和感がありましたが、警察の啓発ポスターにもこのように表現されておりましたので、問題はないのかと思いました。ただ、河合副会長からご意見もございましたが、青年期までというところに違和感があることも理解できます。ですから、この表現ということではなく、もっとわかりやすい表現があるのであればその表現を用いるなど、今後再考していただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。それでは第5章まで個別に説明していただきましたが、全体を通してご質問やご意見があればお願いいたします。

○那須委員 よろしいでしょうか。

○丸山会長 はい、那須委員、どうぞ。

○那須委員 行政系のことについて確認がございます。25ページの最後の2行の部分なのですが、北海道の各部局で青少年健全育成の実際の業務や事業を実施していると思いますので、一番重要な進行管理のところ、「道が行う、青少年健全育成に関する各施策の推進状況を定期的に把握し」と表現されています。一般的にはこの表現で各自治体も使用

していると思うのですが、可能であれば「把握し」という部分を「検証し」という表現に変えていただいて、この審議会前半の議論でもございました、現計画の数値目標や達成状況等についてしっかりと検証して、さらなる向上に繋げていただければと思っております。

また、この審議会につきましても、様々な分野で専門的な知識を持たれた委員の方が多くいらっしゃいますので、存分に活用していただき、青少年の健全育成という大きな目標や課題に対して、よりよい実効性のある計画の作成や、今後の進捗管理に努めていただければと思います。

○丸山会長 はい、ありがとうございます。今のご意見につきましては、即座にということではなく、内容や体系に係る部分だと思われまますので、今後ご検討いただきたいと思えます。ほかに何かございませんか。

それでは、いろいろと貴重なご意見をありがとうございました。今回のご意見を踏まえまして、次回の審議会までに事務局の方で素案の整理をお願いいたします。

(4) その他

○丸山会長 それでは4番の「その他」として、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（林主幹） 私から、次回の審議会の開催予定についてご説明いたします。

今回は、事前に調整させていただきました結果、10月18日金曜日の午後1時30分からの開催予定となっております。また、次回の審議会の内容につきましては、本日お示しいたしました素案の検討案につきまして、皆様からいただいたご意見を整理の上、事務局の方で修正を行い、素案の最終案としてご確認いただく場にさせていただきたいと考えております。なお、次回の審議会までの間には、今回いただいたご意見に加えまして、庁内各部の意見も取り入れて修正したものを皆様にお送りしたいと考えております。また、その後にも随時、メール等によりご意見をいただきまして、最終的に調整させていただいたものを次回審議会でお示ししたいと考えております。

お忙しいこととは存じますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○丸山会長 はい。ほかにはございますか。ほかにはないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了といたします。以後の進行につきましては事務局にお返しいたします。

4 閉 会

○事務局（成田主幹） ありがとうございます。以上をもちまして、令和元年度第2回北海道青少年健全育成審議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上